

議案第 29 号

上越市女性サポートセンター条例の一部改正について

上越市女性サポートセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市女性サポートセンター条例の一部を改正する条例

上越市女性サポートセンター条例（昭和 56 年上越市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「上越市本城町 8 番 1 号」を「上越市土橋 2 5 5 4 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。